

コーデックス委員会及び各国におけるアフラトキシンM₁の規制状況

○日本

規制は行われていない

○コーデックス委員会 (CODEX STAN 193-1995)

食品	最大残留量 (ppb)
乳	0.5

○米国 (Compliance Policy Guides)

食品	最大残留量 (ppb)
牛乳 (液状乳製品)	0.5

○EU (COMMISSION REGULATION (EC) No 1881/2006)

食品	最大残留量 (ppb)
牛乳、加熱処理乳、乳を原材料とする食品の原料乳	0.050
調製粉乳及びフォローアップ調製粉乳 (乳児用乳及びフォローアップ乳を含む)	0.025
乳幼児向け特殊医療目的の栄養食品	0.025